

枠組壁工法構造用製材の資格者養成研修会

開催案内（東京会場）

1. 開催日：2026年2月17日（火）～18日（水）（更新は17日のみ）
2. 開催時間：9時30分から17時00分まで（9時15分受付開始）
3. 開催場所：木材会館
東京都江東区新木場1-18-8
車でのご来場はご遠慮下さい。
4. 定員：100名（定員になり次第、申込みを締め切ります。）
5. 申込み：別添受講申込書を、2026年1月30日（金）までに郵送またはFAXで送信して下さい。申込後、受講料を送金して下さい。
一般社団法人全国木材検査・研究協会
東京都千代田区神田小川町2-3-13 M&Cビル8階
TEL (03) 6206-1255 FAX (03) 6206-1332
6. 受講料：新規研修（2日間）は1名につき 27,500円
更新研修（初日のみ）は1名につき 16,500円
インボイス制度対応の領収書は会場でお渡しします。
7. 昼食：お手数ですが各自手配下さい。
8. 宿泊等：お手数ですが各自手配下さい。
9. 研修対象者：
 - (1) 新規研修
JAS認証の取得を予定している工場の従業員等で、新たに資格の取得を希望する方又は既JAS認証工場の従業員等で、新たに資格の取得を希望する方
 - (2) 更新研修
2021年度（令和3年度）に研修を受け、資格を取得又は更新した方は、3年ごとに更新研修（研修期間1日）を受講することで、現在の資格が継続されます。
なお、研修終了後3年を経過した次年度に更新研修を受講しない場合、資格が失効するので御注意ください。

10. 研修科目：

当会が定める「認証の技術的基準に係る資格者養成等研修会実施要領」により、次の課目の研修を実施します。

- ① 日本農林規格等に関する法律、同施行令、同施行規則
- ② 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法、枠組壁工法構造用製材の表示制度等 ※
- ③ 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の取扱業者の認証の技術的基準と認証制度及び認証の手続き等（新規研修のみ） ※
- ④ 品質管理
- ⑤ 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格 ※
- ⑥ 製材品現物の格付検査等の実習
- ⑦ ツーバイフォー建築と木材利用について
- ⑧ 能力判定（更新研修受講者を対象とした筆記試験）
- ⑨ 学科試験（新規研修受講者を対象とした筆記試験）

※ この研修会では、枠組壁工法構造用たて継ぎ材に関する内容は省きますのでご了承ください。

11. 修了証書の交付：

- (1) 更新研修を受講し、能力判定に合格した方には、研修終了後に品質管理責任者、品質検査担当者等の研修課程の「修了証書(更新)」を交付します。
- (2) 新規研修を受講し、学科試験に合格した方には、品質管理責任者、品質検査担当者等の研修課程の「修了証書」を交付します。

12. 認証工場の資格者の配置要件、必要人員

JAS 認証工場に配置が必要な資格者及び人数は以下のとおりです。

【製造工場の資格者数】（経験及び学歴等の条件は別途規定）

(1) 自ら格付検査をし、JAS マークを表示するAタイプの工場

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	
②品質管理責任者	1名	研修修了者（①から選任）
③材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者（②との兼務可）
④格付検査担当者	1名以上	研修修了者
⑤格付責任者	1名	研修修了者 （④から選任、②との兼務不可）

計3名以上の資格者が必要です。

(2) 第三者検査機関に格付検査を委託し、JAS マークを表示するBタイプの工場

	人 数	備 考

①品質管理担当者	2名以上	
②品質管理責任者	1名	研修修了者（①から選任）
③材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者（②との兼務可）
④格付責任者	1名以上	研修修了者（③との兼務可）

計 2名以上の資格者が必要です。

【販売業者・輸入業者等の資格者数】（経験及び学歴等の条件を除く）

販売業者等が製造工場を指定し、販売業者と製造工場と一緒に JAS 認証を取得します。

（1）自ら格付検査し、JAS マークを表示する A タイプの販売業者等

◆販売業者等

	人 数	備 考
①品質管理責任者	1名	研修修了者
②格付検査担当者	1名以上	研修修了者
③格付責任者	1名	研修修了者 （②から選任、①との兼務不可）

販売業者に 2名以上の資格者が必要です。

◆製造工場（工場従業員でも可）

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	研修修了者
②材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者（①との兼務可）

製造工場に 2名以上の資格者が必要です。

（2）第三者検査機関に格付検査を委託して、JAS マークを表示する B タイプの販売業者等

◆販売業者等

	人 数	備 考
①品質管理責任者	1名	研修修了者
②格付担当者	1名以上	研修修了者（①との兼務可）

販売業者に 1名以上の資格者が必要です。

◆製造工場（工場従業員でも可）

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	研修修了者
②材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者（①との兼務可）
③格付担当補佐者 （必要な場合）	1名以上	研修修了者（②との兼務可）

製造工場に 2名以上の資格者が必要です。

13. 受講キャンセル時の返金措置について

受講をキャンセルする場合は、必ず申込先へ連絡するようにして下さい。
受講料お振込後の受講キャンセル時の返金額は、下表のとおりです。

キャンセルのタイミング	返金額
申込期限当日まで	振込手数料を差し引いた金額を返金
申込期限翌日から研修会開始まで	1名×1,500円＋振込手数料を差し引いた金額を返金
研修会開始後（無断欠席を含む）	返金しません。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにキャンセルされた場合は、研修会当日であっても振込手数料を差し引いた金額を返金します。

14. 注意事項

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体調管理の徹底をお願いします。また、当日体調が優れない方及び体温の測定の結果一定以上の体温の方の受講をお断りさせていただくことがあります。